

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷など、身体への強い衝撃により脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状を発症する病気です。外見では症状がわからないため、患者や家族は、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に肉体的・精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の診断基準を定めました。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は82%（527件中432例が有効）と報告されたところです。さらに、外傷を機に発生する脳脊髄液の漏れの診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、国におかれましては、下記の事項について早期に実現されるよう強く求めます。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月11日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣